～割増賃金は適正にお支払いください～

◇試用期間中は残業手当を支払わないことにしている。

◇経営が苦しいため、本人の了解を得て残業手当を支払っていない。

◇残業手当は基本給の中に含めて支払っている。

◇残業手当は毎月定額であり、残業が多かった月でも差額の支給をしていない。

これらは全て、労働基準法に抵触する可能性があります！

☆ 割増賃金が支払われていない場合、助成金は**支給されません**。

☆ ①法定労働時間外に行われた労働（25％）、②法定休日に行われた労働（35％） ③深夜に行われた労働（25％）については、それぞれ（）の割合以上の割増賃金を支払う必要があります（労働基準法第37条（抜粋））。

☆ 割増賃金の適正な支払いに関するご相談については、最寄の労働基準監督署をご利用ください。

千葉労働局職業安定部職業対策課
事　業　所　給　付　係